一項」に、「決議があった時」を「決議」に、「を作成した時」を「の作成」に改め、同条第八項中「は、新保険業法」を「は、保険業法」に、「かかわらず、新保険業法」を「かかわらず、同法」に、「新保険業法第百四十四条第一項」を「同法第百四十四条第一項」に改め、同条第九項中「が新保険業法」を「が保険業法」に、「新保険業法第百四十四条第二項」を「同法第百四十四条第二項」に、「受託会社」と、新保険業法」を「受託会社」と、同法」に、「新保険業法第百四十六条第三項」を「同法第百四十六条第三項」に、「書類」と、新保険業法」を「書類」と、同法」に、「新保険業法第百四十九条第一項」を「同法第百四十九条第一項」に改め、同条第十二項中「新保険業法第百五十三条第二項」を「保険業法第百五十三条第二項」に、「、新保険業法」を「、同法」に改め、同条第十四項、第十五項及び第十七項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十八項中「対する新保険業法」を「対する保険業法」に、「、新保険業法」を「、同法」に改め、同条第十九項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第十六条第一項中「七年」を「十二年」に、「、新保険業法」を「、保険業法」に、「新保険業法第二条第十七項」を「同法第二条第十七項」に改め、「超え、」の下に「かつ、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第九項中「特定保険業者は、新保険業法」を「特定保険業者は、保険業法」に、「新保険業法第三条第一項」を「同法第三条第一項」に、「新保険業法第二条第十七項」を「同法第二条第十七項」に改め、同条第十項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十三項中「特定保険業者は、新保険業法」を「特定保険業者は、保険業法」に、「新保険業法第三条第一項」を「同法第三条第一項」に、「新保険業法第二条第十七項」を「同法第二条第十七項」に改め、同条第十四項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十五項中「新保険業法第二条第十八項」を「保険業法第二条第十八項」に、「と、新保険業法」を「と、同法」に改め、同条第十六項中「行う新保険業法」を「行う保険業法」に、「準用する新保険業法」を「準用する同法」に改め、同条第十七項中「新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法」を「保険業法第二百七十二条の十八において準用する同法」に改める。

附則第三十三条の二第一項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第三十三条の三中「新保険業法第三百十一条」を「保険業法第三百十一条」に、「準用する新保険業法」を「準用する同法」に改める。

附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「第百条の二中」とあるのは「第百条の二中「委託する場合（当該業務が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。）」とあるのは「委託する場合」と、」と、同条第七項中「第二編第七章第一節」とあるのは「第二編第七章第一節（第百三十七条第五項を除く。）」と、「同条において」とあるのは「同法第二百七十二条の二十九において」と、「第百三十八条」とあるのは「同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十八条」と、「第百三十八条第一項」と、「決議があった時」とあるのは「決議」と、「を作成した時」とあるのは「の作成」と、同条第十五項中「第二百八十三条」とあるのは「第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規定は、」と、「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは「第一項」と」とする。

附則第二条第三項中「この場合において」の下に「、旧法附則第四条第七項中「第二編第七章第一節」とあるのは「第二編第七章第一節（第百三十七条第五項及び第百三十八条を除く。）」と、「同条において」とあるのは「同法第二百七十二条の二十九において」と、「同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十八条中「第百三十六条第一項の決議があった時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、同法第三百三十三条第一項」とあるのは「同法第三百三十三条第一項」と」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定　公布の日

二　第一条中保険業法第百六条の改正規定、同法第百七条の改正規定、同法第百二十七条第一項の改正規定、同法第百三十五条第三項の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百七十三条の四第二項第二号ロの改正規定、同法第百七十三条の五の改正規定、同法第二百十条第一項の改正規定、同法第二百七十条の四第九項の改正規定（「（次条第一項、第百四十条」に改める部分及び「第百三十九条第二項」を「第百三十八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第百三十九条第二項」に改める部分に限る。）、同法第二百七十一条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十一条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第百三十八条」を「第百三十七条第五項及び第百三十八条」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表第百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条の改正規定　平成二十五年四月一日

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第百三十八条（新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百七十三条の五、第二百十条第一項、第二百七十条の四第九項（新保険業法第百三十八条に係る部分に限る。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後にされる保険業法第百三十七条第一項（同法第二百十条第一項（同法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による公告に係る保険契約の移転又は同法第百七十三条の四第二項の規定による公告に係る保険契約の承継について適用し、第二号施行日前にされた同法第百三十七条第一項の規定による公告に係る保険契約の移転又は同法第百七十三条の四第二項の規定による公告に係る保険契約の承継については、なお従前の例による。